

物品調達審議委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 3 月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

物品調達審議委員会規程の一部を改正する訓令

物品調達審議委員会規程（昭和47年岩手県訓令第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 委員長は、本庁審議会にあつては<u>出納局管理担当課長</u>、地方審議会にあつては<u>広域振興局総務部長</u>又は<u>地方振興局企画総務部管理主幹</u>をもつて充てる。</p> <p>3 委員は、本庁審議会にあつては<u>予算調製課総括課長</u>、<u>管財課総括課長</u>、<u>出納局指導審査担当課長</u>及び<u>出納局出納担当課長</u>を、地方審議会にあつては所管区域に所在する地方公所（予算規則（昭和 39 年岩手県規則第 12 号）第 2 条第 2 号に規定する地方公所をいう。）の職員で、<u>広域振興局等</u>の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるもののうちから<u>広域振興局総務部長</u>又は<u>地方振興局企画総務部長</u>が指名する職員 4 人以上の者をもつても充てる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 委員長は、本庁審議会にあつては<u>出納局管理課長</u>、地方審議会にあつては<u>広域振興局総務部長</u>又は<u>地方振興局企画総務部管理主幹</u>をもつて充てる。</p> <p>3 委員は、本庁審議会にあつては<u>予算調製課総括課長</u>、<u>管財課総括課長</u>、<u>出納局指導審査課長</u>及び<u>出納局出納担当課長</u>を、地方審議会にあつては所管区域に所在する地方公所（予算規則（昭和 39 年岩手県規則第 12 号）第 2 条第 2 号に規定する地方公所をいう。）の職員で、<u>広域振興局等</u>の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるものうちから<u>広域振興局総務部長</u>又は<u>地方振興局企画総務部長</u>が指名する職員 4 人以上の者をもつても充てる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。